

遠丈田中彌一郎ニ不満ヲ抱ケル配達人ハ更ニ前記百合ノ解雇方
 交渉セルカ偶々来合セタル令新聞主會川出張所主人ノ仲介ニ依
 一且解決セルモ右主會川出張所配達人因修一外四名(内鮮人
 二名ノ煽動アリテ因ビ紛争スルニ至リ兩出張所ノ配達吏十二名
 ハ本月十九日ヨリ所在不明トナリ業務上支障ヲ生ジタルモ應急
 策ヲ講ジ配達セルガ罷業配達人ハ今日夜在原町下蛇窪鮮人山田
 健用事李健用方ニ集合當初要求ヲ貫徹スヘク原口主任ニ交渉
 ルカ無断所在不明トナリタルハ不都合ニ付大井町配達人七名主
 會川令五名ハ解雇スル旨申渡シ相當紛争セルモ結局全負解雇
 ニ左記条件ニテ解決セリ

記

- 一、田中弥一郎外十一名ノ配達吏ハ解雇ヲ承認スルコト
 - 一、賃金(四月二十二日三月分残高)支拂フコト
 - 一、四月分(四月廿八日)金額支拂フコト内一人ニ對シニ月宛前拂(即時)スルコト
- 右及中(通)報候也 (以上)

券紙第一四四一號

昭和五年五月十日

五六一五八

普視總監 丸山鶴吉

内務大臣安達謙藏殿
 社會局長吉田茂殿

5.5.13
 1205

時事新報社出張所事業堂ノ労働争議ニ関スル件(壹)解決

要旨一、配達人八名、主任、更迭ヨリ解雇サル、モトノ職断シ罷業セルカ邊居手首ニ關スル

受領シテ内閣解決ス

一、争議發生ノ場所

東京市深川区東大工町四、時事新報社出張所 事業堂

二、事業主側

名稱 時事新報社出張所 事業堂